

**令和5年度地産地消イベント開催支援補助金
実施要領**

1. 目的・概要

本町における一時的な農園の解放を促すこと及び、本町の特産品を提供する飲食店の増加を図り、イベントの開催による観光客受け入れのノウハウ構築や生産者同士や生産者と町内飲食店業者のネットワーク構築による地産地消の推進を目的として実施する。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当するもの。

- ・ 構成員が3名以上であり、その過半数の者の住所が町内にある団体
- ・ 町内で飲食店を経営するもの

3. 補助対象事業

町内を主要会場として実施、開催する本町の地産地消の推進に寄与する下記事業

- ・ イベント開催事業
- ・ 人材育成事業
- ・ その他適当と認める事業

※ 専ら団体の構成員を対象とする事業、その他町長が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

※ 過年度に交付対象となった事業は補助の対象としない（ただし、規模が拡大している場合を除く）

4. 補助対象経費

別表のとおり。

5. 補助率等

補助対象経費の1/2以内とする。

- ※ 40万円を上限とする。
- ※ 委託料は補助対象経費の1/3以内とする。
- ※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

6. 周知の方法

ホームページへの掲載及び町内関係機関等に周知。

7. 募集期間

毎月末日を締切日とする。